

令和7年4月2日

「空き家等の適切管理及び活用促進に関する広報業務委託 実施要領」における
共同企業体で応募する場合の取扱いについて（追加資料）

1 提出書類

「空き家等の適切管理及び活用促進に関する広報業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）（以下、「実施要領」という。）」6（1）イについて、すべての構成員が①から③の書類を作成のうえ、代表の構成員がすべての提出書類を取りまとめたうえで、本市に提出すること。

※「共同企業体結成届出書」は代表の構成員のみが提出。

2 地元加点

「実施要領」7（1）カについて、共同企業体で応募する場合は、構成員となるすべての事業者の本店・支店・営業所等の所在地にて判断をし、その平均点（小数点以下第1位は四捨五入）により評価する。

（例）市内企業×市内企業 → $(10 \text{ 点} + 10 \text{ 点}) / 2 = 10 \text{ 点}$

市内企業×準地元企業 → $(10 \text{ 点} + 5 \text{ 点}) / 2 = 8 \text{ 点}$

準地元企業×市外企業 → $(5 \text{ 点} + 0 \text{ 点}) / 2 = 3 \text{ 点}$

3 共同企業体協定書の提出

「実施要領」7（5）について、共同企業体として応募した者が受託候補者となった場合には、共同企業体協定書を契約締結までに提出すること。